

外国人学校への国、自治体の補助金等については、その実態を調査し、補助金の趣旨や目的に沿った適切な執行が行われているのかどうか十分な検証を行った上で、三年後の見直しにおいて必要な見直しを行うべきと考えますが、政府の見解をお伺いいたします。

○政府参考人（望月禎君） お答えいたします。

一般の就学支援金制度の見直しにおきましては、支援対象機関につきまして、いわゆる外国人学校につきましては法律上の支援の対象とはしないこととしてございます。

本年一月の自民党の外国人政策本部の提言におきましては、新たな就学支援金制度に関しまして、引き続き行う外国人学校の生徒への支援について、国民の様々な意見や実施状況等の分析を踏まえて、三年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な見直しを行うべきであるとされていると承知をしております。

文部科学省では、法案の附則第五条に基づきまして、この就学支援金制度の実施状況と併せて、新しい予算事業も含めて、外国籍生徒、外国人学校等の取扱いにつきまして十分な検証と必要な見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

なお、この就学支援金制度と直接には関連付けられていない地方公共団体から外国人学校への補助金等につきましては、各種補助金の

趣旨や目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保が図られるよう、先ほどの提言も踏まえつつ、関係省庁や地方公共団体とも連携しつつ取り組んでまいります。

○宮本和宏君 ありがとうございます。しっかりとした検証をお願い申し上げたいと思います。

時間の関係でこれで終わらせていただきますが、冒頭、大臣もおっしゃっていただきましたように、今回のこのいわゆる無償化、そして、これに併せて教育の質を上げていく、これはある意味、教育立国日本をつくっていく上で本当に大事なステップがこれから始まるんだというふうに思っています。そういう意味で、国と都道府県の連携が本当重要であります。そして、教員の育成等課題はありますが、是非文部科学省挙げてお取り組みいただきますことを心からお願ひ申し上げて、質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○古賀千景君 立憲民主・無所属の古賀千景です。大臣、謝罪は伺いました。しかし、今回、大臣のなされたことでこの委員会が流会となったこと、また予算委員会への、理事会への書面提出が遅く、この場の設定がとても時間が掛かったこと、そういうことなどはきちんと考えていただきたいと思っております。日切れ法案が二つあり、私たちは大臣のあの書面を信じて、それならばということ

で、日本に住む人々が困らないようにという思いを持って今回審議をさせていただいております。

そのことに関して、御自覚、いかがですか。大丈夫ですか。

○国務大臣（松本洋平君） 改めましておわびを申し上げます。本心に申し訳ございませんでした。

また、私の今回の件でこの大切な二法案を審議をしていただく参議院文教委員会の運営に大きな影響を与えましたことに対しましても、改めておわびを申し上げます。

いろいろと御批判をいただいているところであります。これらをしっかりと受け止めをし、そして皆さんからいただいたそうした御意見というものも受け止めながら、真摯に丁寧に審議に臨んでまいりたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○古賀千景君 私は教員出身です。小学生六年生は、四月から国会について勉強をします。そのときいきつとタブレットなどでいろんなことを調べるでしょう。そのときに私は、先生、この人何したとって言われたときに返す言葉がありません。もちろん、国会に影響も多くありました。日本中の、日本国籍ではない、全ての人たちにとって大臣の取られたことに大きく影響が出ていることを御自覚いただきたい、そのように思っております。

ます。

謝罪は受け止めました、あつ、聞きました。聞きました、これで終わりではない。そのことはこれから説明責任をきちんとまだ果たしていただけたらということのお約束、そこはいかがですか。

○国務大臣（松本洋平君） 私自身、これまでも予算委員会でも質問を頂戴いたしましたし、また記者会見、ぶら下がり等々でも、私自身お伝えをしてきたところでもあります。これからもそうした場を通じて説明はしてまいりたいと存じます。

○古賀千景君 今日はこの書面を受け止めたから開会をしているというところですので、もしこれから、何かがあったときには、これからの審議に影響が出るかもしれないということは受け止めておいてください。よろしくお願ひします。

それでは、質問に入ります。

ちょうど昨年度、子供たち三人以上の世帯への大学等の授業料の無償化を拡充した高等教育の修学支援新制度が始まりました。これは主に大学の入学金とかそういうのがありましたが、実はあれ、大学の締切りが十日後とか、四月十日とか、とても短かったこと、そして保護者や生徒にきちんと周知できていなかったために、自分で、あれ、学生が申請しなければならなかったことを知らなかったから受けられなかった人がたくさんいたんですよね。

今回のこの制度の中で、保護者や生徒がしなくてはいけないことが何かありますか。確認です。お願ひします。

○政府参考人（望月禎君） お答えいたします。

新たな就学支援金制度におきましても、受給者は生徒でございまして、原則として生徒が申請する仕組みは維持をさせていただきます。そして、生徒がオンライン、又はオンラインが難しい場合は書面によっても申請することができるようになります。

申請書におきましては、氏名などの基本的な情報を記入していただきますけれども、法令上の経過措置の対象となる場合を除きまして、これらが必要としていた課税証明書などによる確認は不要となります。その上で、国籍、在留資格等の区分に応じて必要となる書類は異なりますが、例えば、日本国籍以外の生徒で家族滞在の場合であれば、在留カードのコピーに加えて、小中学校の卒業証書の写し等の書類を提出いただくこととなります。

今般の制度見直しに伴いまして、高等学校等に通う生徒のほとんどが法律上の支援又は予算上の支援を受けるということとなりますので、手続においてそうした受給ができなかったとか、あるいは遅れてしまったということがないようにですね、申告漏れがないように、昨年の二月からこうした

方針について新聞報道等出ておりますけれども、改めまして、都道府県の説明会、随時開始、行ってございますけれども、改めての説明会の実施や、当然、保護者や生徒にも届くような形でのリーフレットの作成等も通じまして周知に努めてまいります。

○古賀千景君 受けられなかった子供がいないというためにもしっかりと周知をお願いしたいと思いますし、今外国籍のお子さんの話も出てきましたが、実際、日本の書面が読めないんですよ、保護者の方とか結構。だから、どうしていいかわからないというところもたくさんあります。そういう外国の言葉で書かれたような、そのような書類なども是非御準備いただきたいということを要望します。

それでは、公立高校について伺います。

公立高校を残さなければならないというお話があっていることは衆議院でもたくさん聞かせていただきました。文科省として、公立高校はなぜ必要なのか、その理由、そしてどんなところが魅力的なのか、そのことをお答えください。

○国務大臣（松本洋平君） 公立高校は、多様な背景を有する生徒の様々な学習ニーズに応えるセーフティーネットの役割を果たすとともに、地域が求める人材育成などの観点から、高校教育の普及や機会均等を図る地域社会に根差した重要な存

在である、そのように認識をしているところであります。

今後、さらに、全国どこにおいても多様で質の学びを提供できるように、生徒の興味、関心に応じた主体的な探求活動の充実、地域や大学、産業界等との連携、協働の強化、また、小規模校の教育条件の改善を含む学校間連携による遠隔授業等の推進などに取り組み必要があると考えております。文部科学省としてしっかりと取り組んで支援をしてまいりたいと存じます。

公立高校、必要性や意義というものは大変大きいものがある、そして社会の変化の中でその重要性というものはますます私は増している、そのように考えております。

○古賀千景君 では、公立高校を守っていくという姿勢だということで間違いありません。

○国務大臣（松本洋平君） 最終的には、この公立高校は設置者である都道府県が判断をしていた、ということになっていこうかと思っております。

ただ、我々といましては、このグラウンドデザインに基づいて、今各都道府県において実行計画を作っていたところでありますけれども、当然そこには、例えばいかにそのアクセスを確保するのかとか、そうしたやはり公立高校でなければなかなか担うことができないような、そ

うした役割というものも明確に示させていただいた上で、各都道府県において今実行計画を作っていた、ということであります。

そうした我々の趣旨というものを理解をしていただいて、各都道府県には、それぞれの地元の状況に応じ、また、この公立高校が果たしていただかなければならないその重要な役割というものもしっかりと認識をしていただきながら計画を作っていた、と思いますし、また、私も文部科学省も、その計画作りに伴走をしながら、そうした皆様方の思いに込めることができるような計画策定に貢献をしてまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

今三月で、ちょうど春休みです、子供たちは四月から進路が、いろんなところ、公立、私学に行くと思います。

私が聞いている話では、全国的に見て、地方はそこまでないんだけど、やっぱり都市部の方が、公立の今までの進学校だったところから、私学の特進コースとか、そんなところに行っている人がとても増えている、都会の方が影響が出ているという話も聞いております。

まだ、まだ三月ですので調査はなされていないかもしれませんが、文科省の中では、この公立離れがどれくらい進んでいるという話が全国から上

がってきているか、お示しく下さい。

○政府参考人（望月禎君） お答えいたします。

一般論で申し上げますけれども、私立高校の授業料に対する支援を拡充し、私立高校の進学を希望する生徒が増加した場合には、公立高校への進学者数が減少する可能性があるということなど、公立高校への一定の影響があると考えてはございます。

先ほど宮本委員のときでも御答弁申し上げましたけれども、現段階では、三月のこの時点、進路状況につきましては確定しているわけでは、古賀委員おっしゃるとおり、ございませんけれども、私どもが把握している限り、十四の自治体におきましては、七年度と八年度を比較しますと、公立高校を希望する割合が減少している。具体的に申し上げますと、都市部と地方というお声も出ましたので、十四は、青森県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、岡山県、鹿児島県でございます。都市部だけに限っていることではないというふうに考えてございます。

法案の附則の、法律の施行後の三年以内の検討という中におきましては、私立学校においての志願状況も含めてでございますけれども、中学生のその進路の状況、入学状況等につきまして、公私問わず定期的に取ることも含めまして、いろんな

データを集めまして検証を行ってまいりたいと考えてございます。

○古賀千景君 昨年度の補正予算の方で、公立高校の魅力向上、質の向上に充てるために三千億の基金を積まれたという、三千億程度ですね、承知しております。

私が今危機的だと思っているのは、この中高生、小中高の子供たちの中で一番自殺率が高いのが高校ということです。そして、昨年度は五百三十二人。私は、高校生の精神疾患も増加しているというのを聞いたときに、幾ら年齢は増えて、五、十六、七、八でも、やっぱり大人と、教職員として向き合って悩みを相談できる環境とか、そのようなことが必要なのではないかと思っております。

その昨年積みまれた三千億円の基金の中に教職員の定数改善ということは加味されておりますでしょうか。

○政府参考人（望月楨君） 令和七年度補正予算で計上いたしました高校教育改革促進基金におきましては、先導的な学びの在り方を構築するパイロットケースの創出に取り組むこととしてございます。

この基金におきましては、常勤の教師の給与費は支援の対象としてはしてはございません。一方で、高校が多様な取組を行う、子供たち一人一人

にきめ細かく教育活動に当たることができ、あるいは地域の産業界とも連携することができる、そうした多様な特色ある教育活動を展開することができるように、地域連携コーディネーターや事務、会計担当に関わる非常勤の職員等の人件費は支援可能としてございます。

また、各都道府県が申請する事業計画には、改革に伴う教職員の業務負担を軽減する観点から、執務環境の構築のための業務負担軽減方を盛り込むことを求めているということもございます。

こうした学校全体での体制も充実をする中で、また学校における特色を生かしていただきたいながら高校改革を進めてまいりたいと考えてございます。

○古賀千景君 このように御答弁いただいても、実際数字を見たらほんの何十人とかすごく少ないことがあって、全国の高校では、これじゃうちには来ないよというような声をたくさん聞いております。

例えば、高校って、おっしゃるとおり、専門性がいろいろありますので、農業系の高校とかあるわけですよ。ただ、農業って、クラス数が減っていくと定数減りますよね、教職員の定数が。でも、農地は減らないんですよ。ということは、定数が減ったときに一人で全部その農地をきれいに整備しなければならぬ。それは公立高校の、質の向上ですよ、教育の質の向上のために、きちんと

子供たち、生徒が農業に従事できるような、それを学べるような、それをつくるのに一人でやっていかなければならない。また、水産高校の方では、実習の教員がいなくて、実習教員が足りなくて、海での、海上での実習がなかなかできにくいという声も私の中に入ってきております。

私は、特殊性という部分もあり、もちろん進学校もいろんな普通高校もそうですが、全体的に高校の教職員の定数改善が必要だと私は考えます。いかがでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） 高校標準法におきましては、学校の収容定員に応じて教職員定数を算定することを基本としております。一般的には、子供の減少に伴い必要となる教職員の数も減少をするということでありませぬ。

一方で、今委員からお話がありましたような専門高校、農業科でありますとか工業科などの専門高校において実習を支援する実習助手につきましては、設置されている学科を単位とする算定や、家畜などの飼育施設を有している場合にはその面積に応じた算定となっているところでもありまして、子供が減少をした場合でも必要な実習助手の定数が確保される仕組みとなっているところであります。

高校教育改革を実現していくために必要な指導運営体制の整備の在り方につきましては、高校教

支給対象者を日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定するとありますが、これが書かれていることによって、全国でどれくらいの人が、この制度を受けられない生徒の数をまず伺いたいと思いますし、それを、その生徒を救う制度が整備されているのかということをお伺いします。

○政府参考人（望月禎君） お答えいたします。

新しい就学支援金制度の対象外となる生徒につきましては、現行制度におきましてはその受給資格の認定に当たりまして在留資格を要件としていないことから、国籍、在留資格別の生徒数は正確には把握はしてございません。

その上で、その上で、令和八年度予算案におきましては、学校基本調査等の実績を踏まえまして、新制度の対象外となる外国籍生徒数を約二万人とみなし、また、外国人学校在籍する生徒数約五千人が新制度の法律上の対象外となることから、これらの合計約二・四万人が新制度の対象外になるものと見込んでございます。

こうした生徒につきましても、これまで支援を行ってきた経緯を踏まえまして、直ちに不利益を生じることがないように、法令上の経過措置と、そして予算事業を講じることとしてございませぬ。新制度の対象外となるものの引き続き従前の

支援対象とすることとして法令上の経過措置を講じる外国籍生徒及び外国人学校の生徒である在校生が約一・四万人、新制度の対象外となる生徒で予算事業によりまして従前と同等の支援を受けられるように措置する外国籍生徒及び外国人の学校の生徒である新入生を約五千人と見込んでございます。

○古賀千景君 今、足し算しても、その制度も使えない生徒がいると思います。その制度も使えない生徒というのはどんな生徒になりますか。

○政府参考人（望月禎君） お答え申し上げます。

新たな制度におきましては、留学生、いわゆる留学の在留資格を有する者につきましては、三党合意も踏まえまして、在校生につきましては法令上の経過措置も講じますが、新入生につきましては予算事業の対象とはしないということとなっておりますところでございます。

○古賀千景君 大臣に伺います。

先日の所信表明で、子供たちの努力では越えられない壁で教育の機会が閉ざされてはなりませんというお言葉がありました。私もそのとおりだと思います。子供が閉ざされているのは大人の社会のせいで、子供たちの努力が、子供の努力ではないところで閉ざされていることがたくさんあると思います。

今文科省の方から、その制度も今回の法案も使

えない、別の制度も使えない、その子供たちはどんな努力をしたらその壁を越えることができるんですか。子供の視点でお願いします。

○国務大臣（松本洋平君） 今局長から答弁がありましたけれども、留学生に関しましては別途留学制度の下で支援を講じるということにさせていただきますというふうな承知をしているところであります。

その上で、今のお尋ねであります。先日、私の所信表明演説におきまして、子供たちの努力では越えられない壁で教育の機会が閉ざされないよう、教育の質の向上と併せ、教育費の負担軽減を行うことが重要という趣旨で申し上げさせていただきました。

その上で、今般の制度見直しにつきましては、三党での合意も踏まえまして、将来の我が国社会を担う人材を育成、輩出することに資する制度となるよう法律の目的規定を見直すとともに、こうした改正の目的、趣旨に沿うように、支給対象者については、我が国社会に定着することが見込まれず、一定の期間のみ日本に滞在し教育を受ける留学生等の一部の外国籍生徒を法律上の支援の対象外とし、支給対象機関については、教育目的や教育内容について法令上の定めがないいわゆる外国人学校に通う生徒は国籍を問わず法律上の支援の対象外としていただいております。

他方、永住者、定住者などで我が国の高等学校で学ぶ生徒は対象となるとともに、一般の改正によりまして法律上の支援の対象から外れることとなる外国籍生徒及び外国人学校の生徒に関しても直ちに不利益を生じさせることがないよう、法令上の経過措置や予算事業を講じるほか、留学生については別途留学政策の充実により対応をしてまいりたい、そのように考えているところでありま

す。
○古賀千景君 いや、違います。私が言いたいの
は、その生徒が、十五、十六、十七の、十八のその生徒がどうやって努力をしてその壁を越えるんですかと。法律とかではありません、大人の決まりではありません、子供の努力で越えられない壁じゃ、子供は努力をすれば壁を越えられるんですよ。そしたら、子供はどんな努力をすべきなのか、子供の視点でもう一度お願いします。

○国務大臣（松本洋平君） まさに、先ほどお話をさせていただいておりますように、子供たちには恐らくいろんな壁とか課題というものがあるんだと思います。一つは、やはりなかなかその所得、家庭の所得から自分が本当に行きたい学校に対してこれまで選択できなかったというようなことを広げていくというのも今回の法改正の一つの意義だというふうに考えているところでもありますし、先ほど私、ちよっと答弁を、答弁とい

うか、お話をさせていただきましたけれども、高校と地域の連携による学力向上とか、こういう政策を今回入れさせていただこうと思っております。ろは、学校だけではなくて、例えば学校外教育も含めてその子供たちの教育の質をどのように高めていくのかという観点で今回こうした取組というものも、まあ一部ではありますけれども、今回取り入れをさせていただいたというような状況でもあります。

こうした一つ一つの、その所得だけではなくて様々な、例えばどの地域にお住まいでというようなことも恐らく子供たちにとってはそれが一つの壁になり得るケースもあるんだと思いますが、そういう意味では、そうした壁もできる限り越えられるような、そうした措置というものも今回我々としたしては、今回の法律とはまた別の制度にはなりませんけれども、そうしたことも議論をさせていただきながら、こうした全体としてのメニューをそろえさせていただいているというふうに承知をしております。

もちろん、これで完成形などというふうに私どもも思っているわけではありません。ただ、こうした一つ一つの取組というものを進めていくことによって、子供たちがその自分たちの努力では乗り越えることができないような壁によって自らの将来であったり学びの質に左右が、影響が出るよ

うなことがないような、そうした制度というものを我々としては不断の見直しの中で追求をしていきたい、そのように考えているところであります。

○古賀千景君 今おっしゃったように、所得とか地域とかで子供に壁ができる、それを壊していくのが文科省の仕事ですよ。全ての子供たちが安心して学ぶことができる、どの子供にもきちんと学習権がある、それを壊していくのが文科省で、法律、法律で縛られて、法律でこうなっているから子供はこうなる、こうなっているから教育はこうなる、それが視点ではないと私は思っております。

いろんな話を聞くときに、私は、今文科省とか政府が考えていることは、子供側に立たずに、これから働く労働力とか人材力という視点で生徒を見て、教育を見てると感じています。

今、心のある、今悩んでいる、いろんなことを頑張っている子供たち視線で教育行政はしっかり進めていただきたい、子供の視点から文科省として動いていただきたい、そのことを要望して、私の質問を終わります。

○勝部賢志君 立憲民主・無所属の勝部賢志でございます。

質問に先立ちまして、文科大臣に一言申し上げたいと思います。

先ほど大臣から、一連の報道に関わって御発言